

平成 24 年度第 2 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 24 年度第 2 回仁淀川町農業委員会を平成 24 年 7 月 27 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 18 名

(事務局) 3 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 4 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (3 件)

議案第 5 号…農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について (1 件)

議案第 6 号…非農地証明願の審議について (1 件)

議案第 7 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請書審議について(2 件)

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局 (●●事務長) 平成 24 年度第 2 回農業委員会総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 18 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●●委員 ●●●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 4 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

事務局 (●●)

(1) 権利取得者が町内

○受付第7号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●●

土地の所在は、●●●番	台帳・現況共に畑	面積 47 m ²
●●●番	台帳・現況共に畑	面積 35 m ²
●●●番	台帳・現況共に畑	面積 289 m ²
●●●番	台帳・現況共に畑	面積 77 m ²
●●●番	台帳・現況共に田	面積 238 m ²
●●●番	台帳・現況共に畑	面積 256 m ²
●●●番	台帳・現況共に畑	面積 1,009 m ²
●●●番	台帳・現況共に田	面積 1,638 m ²
●●●番	台帳・現況共に畑	面積 626 m ²
		合計面積 4,215 m ²

譲渡理由は全て贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7月20日に、譲渡人の●●●●●さん、譲受人の●●●●●さんの双方立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

会長より、次の案件から権利取得者が町外となる旨告げる。

(2) 権利取得者が町外

○受付第3号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、高知市●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●●

土地の所在は、●●●番 面積 303 m²

●●●番 面積 307 m²

●●●番 面積 73 m²

●●●番 面積 140 m²

●●●番 面積 41 m²

●●●番 面積 95 m²

●●●番 面積 166 m²

合計面積 1,125 m²

地目は全て台帳・現況共に畑

譲渡理由は、贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7月22日に譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さん、双方立会にもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、週末の日曜祝日には帰ってきて、常時農業作業に従事していることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

[●●●●委員]

譲渡人と譲受人の名字が違うのに、贈与とはどういうことでしょうか。

[●●●●委員]

養子縁組となっております、今回贈与となっております。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第4号（所有権移転）

[事務局●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●●

譲受人は、高知市●●●号の●●●●さん、●●歳、●●●●●●

土地の所在は、●●●●番 面積 794 m²

●●●●番 面積 85 m²

合計 879 m²

地目は全て台帳、現況共に畑

譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7月20日に譲受人の父の●●さんと事務局●●さんの立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に、父の●●栽培等農作業を手伝いにほぼ毎週末帰省しており、家族で150日以上以上の農業に従事していることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第5号

(農地法第5条の規定による許可申請書意見決定の審議について)

○受付第2号

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、

●●●番 面積 59 m²

地目は台帳は畑、現況は雑種地で、駐車場及び資材置き場の状態です。

●●●番 面積 33 m²

地目は台帳は畑、現況は雑種地で、駐車場及び資材置き場の状態です。

以上2筆で合計面積92 m²となっております。

この件について、現況が農地でないので、次のページに始末書を付けております。

違反転用となった時期は、昭和46年10月から

当時、下部の隣地が宅地でありその方の駐車場として無断転用での利用となっていました。当時は順法意識が希薄であったため、以後遵守する旨の内容となっております。

転用理由は、自己用住宅への転用となっております。転用農地はもう1枚めくって

ただいた写真となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7月12日に譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さん、事務局の●●さん、●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. まず事業実施の確実性について

- ① ●●さんは地元企業で働いており、安定した収入が見込まれ、資力及び信用があることを確認しました。
- ② 転用行為の妨げとなる権利を有する者については、該当がありませんでした。
- ③ 行政庁の許認可等の処分については、該当がありませんでした。
- ④ 許可後遅滞なく事業の用に供することについては、許可後速やかに住宅造成及び住宅建設が実施されることを確認しました。
- ⑤ 転用許可申請に係る農地と一体として事業目的に供する他に必要な土地を利用できる見込みについては、該当がありません。
- ⑥ 農地転用面積が転用目的からみて適正かどうかは、必要最小限度の宅地造成となっております、問題ないと思われます。

2. 次に被害防除について

- ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害については、対象農用地は傾斜が緩く造成しても問題ないと思われます。
- ② 農業用排水施設の機能への影響がないと確認しました。
- ③ 周辺農地の営農条件への支障については、同意を得ており、問題がないことを確認しました。

以上の確認の結果、この農地転用については問題ないと思ひます。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第6号

(非農地証明願の審議について)

○受付第3号

[事務局●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●番

台帳地目は畑ですが、現況は宅地 面積 116 m²

平成5年から宅地として利用し現在に至っています。

次のページの写真のとおりで、赤色で囲んだ所が該当の土地となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

7月12日に居住者の●●さん、事務局●●さんと現地確認を行う。現地は写真のとおり家屋

の敷地となっており、申請人の●●さんと居住者の●●さんとの間の合意の上での申請となっています。この件は、国土調査により地目が農地のまま残っていたことが判明したことによる非農地証明の申請となっています。農地への復旧は困難と認めます。

この件については、全員賛成により非農地と承認する。

議案第7号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

○受付第1号

[事務局 ●●説明]

申請人は、仁淀川町●●●番地の●●●

土地の所在は、●●●番

地目は、畑で現況は雑種地、公園となっています。

こちらの土地は既に公園として町が買収し公園となっている所です。

従いまして変更後の用途についても公園となります。

変更理由は、桜地区のひょうたん桜公園の周辺用地を購入し、新たに桜を植樹し公園の整備を図るためであります。次のページの写真のとおりです。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

現地につきましては、ひょうたん桜公園の隣接した土地であり以前から公園と一体化した土地であり、なんら農業への影響はなく問題ないと思います。

この件については、全員異議なく承認とする。

○受付第2号

[事務局 ●●説明]

申請人は、岡山市●●●の●●●●●さん

土地の所在は、●●●番

地目は台帳現況共に畑で

419㎡の内37.5㎡の申請となっています。

変更後の用途は、自動車・携帯電話無線基地局

変更理由は、●地区及び周辺地域に移動通信サービスの拡大を行うために、地上高14.9mのコンクリート柱を建設し、無線装置及び電源設備を収容した中継函等を設置するためであります。写真は2枚めくっていただいた写真となっています。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

現地につきましては、公共の施設でもあり、農地の一部であり農業への影響はないと思われ問題ないと思います。

この件については、全員異議なく承認とする。

その他

○全国農業新聞の購読について

事務局より、高知県農業会議より農業委員は最低でも1部はとってほしい旨を伝え、新聞購読者の加入推進を図る。

○農地利用状況調査について

事務局より、農地利用状況委調査の実施方法について説明する。

○農業委員会全員研修の日程について

8月23日（木）13：00～16：00 ウェルサンピア高知で開催

例年どおり、バスで送迎

中央公民館前を11：30に出発予定（追って案内文書を送る）

会 長 以上で平成24年度第2回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時40分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員